

(別 紙)

滋賀県河川敷地占用許可基準（平成２９年４月１日 土木交通部長通知）

第１章 総則

（目的）

第１ この基準は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水および環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

（定義）

第２ この基準において「河川敷地」とは、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第６条第１項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

２ この基準において「占用の許可」とは、法第２４条の許可をいう。

３ この基準において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

４ この基準において「河川管理者」とは、法第９条第１項、第２項および第５項、第１０条第１項および第２項ならびに第１１条第３項の規定により法第２４条の許可を行う者をいう。

（占用許可の手続）

第３ 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成５年法律第８８号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

（適用除外）

第４ この基準は、法第２３条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第２章 通則

（占用許可の基本方針）

第５ 河川敷地の占用は、第６に規定する占用主体がその事業または活動に必要な第７第１項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第８から第１１までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

２ 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町の意見を聴くものとする。

３ 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町または関係府県の意見を聴くものとする。

４ 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画につい

て河川管理者が知り得た場合または河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占有主体）

第6 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第7第1項第7号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等および同項第8号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- (1) 国または地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- (3) 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国または地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業または活動を行う者
- (4) 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者または当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- (6) 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上および適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第7第1項第6号イの船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町の同意を得た場合とする。）

（占有施設）

第7 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

- (1) 次のアからエまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - ア 公園、緑地または広場
 - イ 運動場等のスポーツ施設
 - ウ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - エ 自転車歩行者専用道路
- (2) 次のアからオまでに掲げる施設その他の公共性または公益性のある事業または活動のために河川敷地を利用する施設
 - ア 道路または鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）またはトンネル
 - イ 堤防の天端または裏小段に設置する道路
 - ウ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信または放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - エ 地下に設置する下水処理場または変電所
 - オ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- (3) 次のアおよびイに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設

- ア 防災用等ヘリコプター離発着場または待機施設
 - イ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- (4) 次のアからオまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくりまたは地域づくりに資する施設
- ア 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - イ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結または周辺環境整備のために設置されるもの
 - ウ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - エ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - オ 防犯灯
- (5) 次のアからウに掲げる施設その他の河川に関する教育および学習または環境意識の啓発のために必要な施設
- ア 河川教育・学習施設
 - イ 自然観察施設
 - ウ 河川維持用具等倉庫
- (6) 次のアからエまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上および適正化に資する施設
- ア 公共的な水上交通のための船着場
 - イ 船舶係留施設または船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ウ 荷揚場（通路を含む。）
 - エ 港湾施設、漁港施設等の港湾または漁港の関連施設
- (7) 次のアからエまでに掲げる施設その他の住民の生活または事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
- ア 通路または階段
 - イ いけす
 - ウ 採草放牧地
 - エ 事業場等からの排水のための施設
- (8) 次のアおよびイに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
- ア グライダー練習場
 - イ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制および道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外および洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間および休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第6号アに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上または利水上の基準）

第8 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上または利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項または第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域および河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

(1) 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

(2) 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

(3) 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。

(4) 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設もしくは他の許可工作物付近または地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。

(5) 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第9 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路または河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第10 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全または利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観および環境との調整についての基準）

第11 河川敷地の占用は、河川およびその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的および社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、この基準に沿ったものでなければならない。

（占用の許可の期間）

第12 占用の許可の期間は、第7条第1項第1号から第7号までに規定する占用施設に係る占用にあつては10年以内、同項第8号に規定する占用施設に係る占用にあつては5年以内で当該河川の状況、当該占用の目的および態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

第13 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況および許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法または許可条件（法第26条第1項および第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第14 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この基準に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適當であると認められるときは、この基準に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の許可）

第15 工事、季節的な行事または仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この基準によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この基準第6および第7の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第3章 包括占用の特例

（包括占用の許可）

第16 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第7第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

- 3 前項の場合において、第10第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

(第10第1項に規定する計画等との調整)

- 第17 包括占用区域の具体的利用方法は、第10第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占用区域の施設設置者による利用)

- 第18 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第6に規定する者に、包括占用区域の全部または一部を第7第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
 - (2) 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。
 - (3) 第20第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、または無効とすること。
 - (4) 施設設置者による使用が関係法令もしくは契約内容に違反し、もしくは著しく不適切である場合または河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意思表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請および条件等)

- 第19 包括占用の許可申請に当たっては、第7第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第17に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。
- 2 包括占用の許可をする場合には、第13第2項に規定するもののほか、第6から第11までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。
- 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域および許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

- 第20 包括占用区域において工作物の設置または土地の掘削等もしくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等または施設設置者は、法第26条

第1項または第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第19第1項の許可申請と同時にすることもできるものとする。
- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置または樹木の栽植については、その設置等の範囲および上限の数を申請書およびその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置または樹木の栽植の範囲および上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前2項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占有区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占有許可に係る監督処分等)

第21 施設設置者の包括占有区域の使用が法または許可条件（法第24条、第26条第1項および第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者または河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条または第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- (1) 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占有の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- (2) 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第4章 都市および地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第22 河川管理者は、都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市および地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）および当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設およびその許可方針を定めるものとする。

- (1) 広場
- (2) イベント施設
- (3) 遊歩道
- (4) 船着場
- (5) 船舶係留施設または船舶上下架施設（斜路を含む。）
- (6) 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

- (7) 日よけ
 - (8) 船上食事施設
 - (9) 突出看板
 - (10) 川床
 - (11) その他都市および地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第6号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
- (1) 第6に掲げる占用主体
 - (2) 営業活動を行う事業者等であつて、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - (3) 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定および都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市および地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水または利水の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市および地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第23 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第5第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針および第8から第11までの基準に該当し、かつ、都市および地域の再生等ならびに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第24 第23の規定による占有の許可の期間は、10年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第25 第22第4項第1号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第22第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第22第4項第1号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

- (2) 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理および良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- (3) 施設利用料の徴収および活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第23の占用の許可を受けた第22第4項第1号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - (2) 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
 - (3) 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、または無効とすること。
 - (4) 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合または河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占用施設の使用が法または許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者または河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条または第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - (1) 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - (2) 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第26 第5第2項から第4項まで、第12第2項、第13および第14の規定は、第23の規定による占用の許可について適用する。

附 則

（経過措置）

- 1 この基準は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この基準の制定の際占用の許可を受けて現に存し、または現に工事中の占用施設の全部または一部がこの基準に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この基準は適用しない。
- 3 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの基準に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

（社会実験）

4 この基準にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの基準を運用することを可能にするため、別途国土交通省の定めるところにより、社会実験が行えることとする。

5 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの基準に反映させるものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。